

医 薬 第 2 9 1 0 号
令和3年(2021年)3月31日

札幌市・旭川市・函館市・小樽市保健所長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）長 様

北海道保健福祉部長

施術所における新型コロナウイルス感染症への対応について

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今般、道内のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所において、集団感染事例が発生したことから、各施術所に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、次のとおり留意事項を周知することとしました。

つきましては、別添の施術所向け通知文について、貴市管内（貴部（室）管内）の各施術所に周知願います。

なお、公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会、公益社団法人北海道鍼灸師会、公益社団法人北海道柔道整復師会には、別途通知していることを申し添えます。

記

【施術所での院内感染を防止するための留意事項】

1. マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、職員等の感染対策を行うこと。
2. 職員は、自身の健康管理に特に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には、休暇を取得するなど、対応について管理者と相談すること。
3. 日常生活において集団での会食や高リスクな環境（3密）を避けるなど、自らが感染しないよう意識すること
4. 施術所内では、出来る限り共用物を減らし、事務室や休憩室等では3密を避けるとともに、こまめに消毒や換気を行うこと
5. 職員が使用する機器について、こまめに消毒すること

地域医療推進局医務薬務課医務係
担当：越湖・山田
TEL 011-204-5993（内線：25-402）